

藤岡市空き店舗情報登録制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き店舗の利活用を促進するとともに地域産業の振興を図るため、市内の空き店舗情報を市内外に発信する藤岡市空き店舗情報登録制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 市内に所在する店舗又は事務所であつて、過去に事業の用に供されており、現に事業の用に供されていないもの（近く事業の用に供されなくなるものを含む。）をいう。
- (2) 登録制度 空き店舗の賃借又は購入を希望する者に空き店舗の情報（以下「空き店舗情報」という。）を市ホームページに掲載して発信する制度をいう。
- (3) 所有者等 空き店舗に係る所有権その他の権利により、当該空き店舗の賃貸又は売却を行うことができる権利を有する者をいう。

(申請等)

第3条 空き店舗情報を登録制度に登録することを希望する所有者等（以下「申請者」という。）は、空き店舗情報登録制度登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き店舗の登記事項証明書
- (2) 空き店舗の写真、間取図及び位置図
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 登録を希望する空き店舗情報に係る空き店舗及びその敷地に申請者以外の者の権利が設定されているときは、申請者は、当該空き店舗情報を登録制度に登録することについて、空き店舗情報登録承諾書（様式第3号）により、あらかじめ当該権利を設定している者の承諾を得るとともに、当該空き店舗情報登録承諾書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による登録の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請に係る空き店舗情報を登録制度に登録するとともに、空き店舗情報登録決定通知書（様式第4号）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請に係る空き店舗情報を登録制度に登録しないことを決定し、そ

の旨を空き店舗情報登録決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の内容により申請された場合
- (2) 法令に違反し、又は違反するおそれがあると認められた場合
- (3) その他市長が登録を適当でないと判断した場合
(登録情報の変更)

第4条 前条第3項の規定による通知を受けた申請者（以下「登録者」という。）は、申請した内容に変更があったときは、速やかに、空き店舗情報登録変更届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（照会）

第5条 市長は、登録制度の適切な運用のため、毎年度、登録者に照会して、登録制度に登録している空き店舗情報に関し必要な事項の報告を求めることができる。

（登録の取消し）

第6条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、空き店舗情報登録取消届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 登録制度に登録された空き店舗情報に係る空き店舗（以下「登録空き店舗」という。）について、賃貸借又は売買の契約が成立した場合
- (2) その他空き店舗情報を市ホームページに掲載する必要がなくなった場合

2 市長は、登録空き店舗に係る所有権その他の権利の異動があったことを知ったとき、前項の規定による届出があったとき、又は登録者が前条の規定による照会に理由なく応じなかったときは、当該空き店舗情報の登録を取り消すとともに、その旨を当該登録者に空き店舗情報登録取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、登録された空き店舗情報について、第3条第4項各号のいずれかに該当することが判明したときは、市長は、当該空き店舗情報の登録を取り消すとともに、その旨を当該登録者に空き店舗情報登録取消通知書により通知するものとする。

（登録期間）

第7条 登録制度に空き店舗情報を登録する期間は、登録をした日から3年間とする。ただし、前条第2項又は第3項の規定により登録の取消しがあった場合は、この限りでない。

（市の関与）

第8条 市は、登録制度の運用に当たり、次に掲げる行為に関与しない。

- (1) 登録空き店舗に関する問合せへの対応
- (2) 登録空き店舗の賃貸借又は売買の交渉

(3) 前2号に掲げるもののほか、空き店舗情報の発信以外の行為

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、登録制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。